

寒川町町税条例施行規則新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(固定資産税の減免)</p> <p>第16条 条例第25条第1項の規定による固定資産税の減免は、次の各号の定めるところにより行う。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(6) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)による改正前の学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条の規定により神奈川県知事の認可を受けて設置し、又は改正後の同条の規定により神奈川県教育委員会に届け出て設置した幼稚園(法第348条第2項第9号に規定する幼稚園を除く。)で経営者が所有(経営者以外の所有で無償で使用させている場合を含む。)し、賦課期日以後引き続き直接保育の用に供する<u>家屋</u>の部分については、その部分に課する税額の<u>2分の1</u>を減額する。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(固定資産税の減免)</p> <p>第16条 条例第25条第1項の規定による固定資産税の減免は、次の各号の定めるところにより行う。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(6) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)による改正前の学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条の規定により神奈川県知事の認可を受けて設置し、又は改正後の同条の規定により神奈川県教育委員会に届け出て設置した幼稚園(法第348条第2項第9号に規定する幼稚園を除く。)で経営者が所有(経営者以外の所有で無償で使用させている場合を含む。)し、賦課期日以後引き続き直接保育の用に供する<u>土地及び家屋</u>の部分については、その部分に課する税額の<u>10分の8</u>を減額する。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p style="text-align: center;">～略～</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>(施行期日)</p> <p>1 <u>この規則は、平成27年4月1日から施行する。</u></p> <p>(経過措置)</p> <p>2 <u>この規則による改正後の寒川町町税条例施行規則第16条第1項第6号の規定は、平成27年度分の固定資産税の減免から適用し、平成26年度分までの固定資産税の減免については、なお従前の例による。</u></p>